

## 指標の説明

### ○ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

### ○ 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

### ○ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%としている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A：地方債の元利償還金

B：準元利償還金

C：特定財源

D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E：標準財政規模

\*準元利償還金（上記B関連）①から⑤までの合計額

①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

③組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

④債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの及び利子補給費

⑤一時借入金の利子

○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は350%、都道府県及び政令指定都市は400%としている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額

B：充当可能基金額

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

\*将来負担額（上記 A 関連）

以下①から⑧までの合計額

①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

⑦連結実質赤字額

⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

\*充当可能基金額（上記 B 関連）

①から⑥までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○ ラスパイレス指数

国家公務員行政職俸給表（一）の適用者の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額(地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

【計算例】

(大学卒)

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	1,262	1,775	1,765	2,240,050	2,227,430
1年以上2年未満	1,298	1,817	1,839	2,358,466	2,387,022
2年以上3年未満	1,640	1,885	1,906	3,091,400	3,125,840
3年以上5年未満	4,359	1,989	2,020	8,670,051	8,805,180
5年以上7年未満	5,038	2,154	2,190	10,851,852	11,033,220
7年以上10年未満	8,173	2,397	2,419	19,590,681	19,770,487
10年以上15年未満	13,201	2,827	2,807	37,319,227	37,055,207
15年以上20年未満	12,095	3,381	3,322	40,893,195	40,179,590
20年以上25年未満	9,392	3,871	3,710	36,356,432	34,844,320
25年以上30年未満	7,230	4,183	4,016	30,243,090	29,035,680
30年以上35年未満	4,320	4,335	4,256	18,727,200	18,385,920
35年以上	920	4,437	4,468	4,082,040	4,110,560
計	68,928			F 214,423,684	G 210,960,456

(短大卒)

計	13,757			H 44,262,481	I 44,378,594
---	--------	--	--	-----------------	-----------------

(高校卒)

計	61,665			J 211,296,645	K 209,038,355
---	--------	--	--	------------------	------------------

(中学卒)

計	163			L 503,697	M 532,528
---	-----	--	--	--------------	--------------

$$\begin{aligned}
 \text{ラスパイレス指数} &= \frac{G + I + K + M}{F + H + J + L} \times 100 \\
 &= \frac{(210,960,456) + (44,378,594) + (209,038,355) + (532,528)}{(214,423,684) + (44,262,481) + (211,296,645) + (503,697)} \times 100 \\
 &= 98.81472 \quad = 98.8 (\text{小数点以下第2位四捨五入})
 \end{aligned}$$